

スポーツ振興センター加入の時期となりました

スポーツ振興センターの災害共済給付制度は、学校の管理下において児童が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。本日配付された「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について」のプリントをお読みいただき、**同意書をご記入の上、5月1日(木)までにご提出**をお願いいたします。掛金は、市教委と御家庭で半分ずつ負担します。保護者負担分の460円は、7月の学校徴収金に含まれているため、現金徴収は行いませんので、ご承知おきください。なお、就学援助・生活保護の対象のご家庭は掛金が免除となっております。

登校中



遠足



授業中



休み時間



学校の管理下とは～登校から下校まで～

- ※ 健康保険適用外のものや、交通事故のように、第三者がかかわっている場合は、支払われないことがありますので、ご注意ください。
- ※ 受診した月から2年間請求を行わなければ給付を受けられなくなるので、御注意ください。
- ※ 学校の管理下でのけがについては、センターによる給付が優先適用となるため、受診の際は、原則として「子ども医療費助成」及び「ひとり親家庭等医療費助成」の受給者証は使用しないようお願いいたします。

給付までの流れ



けが発生

(例) 下校中にほどけていた靴ひもを踏まれて転倒し、顔面を打った。

保険証を使用し、窓口で**1500円以上**支払ったものが対象です。

病院を受診



電話連絡

「医療等の状況」
「調剤報酬明細書」
「振込口座届」等

病院の窓口で、**月毎に書類**を書いてもらい、学校にご提出ください。

受診した旨を学校に御連絡ください。
必要な書類をお渡しします。

- ① 学校で、けがの発生状況を書いた「災害報告書」を作成し、御提出頂いた書類とともに、市教委へ報告。
- ② 市教委が振興センターへ申請
- ③ 振興センターで審査・給付決定
- ④ 市教委から各家庭へ連絡（支払通知はがきが郵送されます）
- ⑤ 保護者が指定した口座に給付金が振り込まれる。

申請後、2～3か月かかります。

自宅でのけがや公園等で遊んでいる時のけが、放課後のミニ児童会館利用中のけがなど、学校管理下外のけがについては、PTA 共済会が対象となります。二つの保険に加入することで、24時間給付を受けられるという仕組みになっています。